

報 酬 規 程

社会福祉法人 生喜会

社会福祉法人生喜会役員等に対する報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人生喜会の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要なことを定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 役員とは、理事及び監事をいう。
- 2 役員等とは、理事・監事及び評議員をいう。
- 3 報酬等とは、社会福祉法人生喜会の定款第8条及び第21条の規定に基づき報酬その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益等であって、その名称の如何を問わない。
- 4 費用弁償とは、職務に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の費用支払いをいう。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員等に対して理事会又は評議員会への出席に係る対価として報酬を支払うことが出来る。

- 2 監事には、監査に係る職務執行の対価として報酬を支払うことが出来る。
- 3 理事長には、理事長業務の対価として報酬を支払うことが出来る。

(報酬の算定方法・支給方法)

第4条 この法人は、役員等に対して支払う報酬の額は、別表1「役員等の会議出席に係る報酬」「理事長報酬」に定める金額とし、全理事に対する報酬の総額は金320万円以内、全評議員に対する報酬の総額は金30万円以内とする。

- 2 この法人の監事に対する報酬の額は別表2「監事の監査に係る報酬」に定める金額とし、全監事に対する報酬の総額は金10万円以内とする。

(改廃)

第5条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

別表 1

報酬支給基準	
役員等の会議出席に係る報酬	理事会又は評議員会への出席の都度一人 一律 金 5, 0 0 0 円 現金で支給する
理事長報酬	月額 2 5 万円以内、毎月 10 日に（10 日が 土日祭日の場合は前日）本人名義の金融機 関口座に振込によって支給する

別表 2

報酬支給基準	
監事の監査に係る報酬	一会計年度につき一人一律 金 5, 0 0 0 円 現金で支給する

この規程は、平成 29 年 6 月 29 日より施行する。

この規程は、令和 5 年 7 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 6 年 7 月 1 日より施行する。